特定非営利活動法人コンフロントワールド定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人コンフロントワールドといい、英文名はConfront Worldとする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区浜松町二丁目2番15号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、国内外において、紛争や貧困などによって困難な状況にある人々の自律の後押し、及び情報と選択肢を届けることによる人々の社会貢献の後押しなどを通じて、不条理の無い世界の実現、すなわち、生活と権利が保障され、誰もが自分で未来を決められる社会の実現に資することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）災害救援活動

（４）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（５）国際協力の活動

（６）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）人々の社会貢献を後押しするための情報・選択肢の提供

（２）紛争・貧困などによって困難な状況にある人々の自律を後押しする活動

（３）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会について、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、所定の入会申請書により代表理事に申し込むものとする。

３　代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、理由を付した書面もしくは電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3)会費を 1 年以上滞納したとき

(4)第11条に定める規定により除名されたとき

（退会）

第10条　会員は、所定の退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)その他、この法人の秩序を乱す行為をしたとき

（入会金及び会費の不返還）

第12条　この法人は、既納の入会金及び会費の返還はしない。

第 4 章　役員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、以下の役員を置く。

(1)理事　3名以上10名以内

(2)監事　1名以上2名以内

２　理事のうち1名を代表理事、1名以上2名以内を副代表理事とする。

（選任等）

第14条　理事は、理事会において、監事は、総会においてそれぞれ選任する。

２　代表理事、副代表理事は理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副代表理事は代表理事を補佐する。

4　代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代行する。

5　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

6　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決によりこれを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第５章　会議

（種別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業報告及び決算

(4)会員の除名

(5)監事の選任及び解任

(6)解散における残余財産の帰属

(7)その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　 通常総会は、毎事業年度終了後、3か月以内に１回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2)正会員総数の3分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3)監事が第 15 条第 6 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数、出席者数、及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から理事会に付議すべき事項を示して代表理事に招集の請求があったとき。

(3)監事から第15条第６項第５号の規定に基づき、招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただしやむを得ない事情で代表理事が出席不可能な場合は、副代表理事がこれを務める。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会での表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面及び電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特定の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　資産

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第７章　会計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり、翌年８月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事及び副代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事及び副代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければいけない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立認証の取消し

２　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

３　第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を経なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

（事務局の設置）

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第11章　雑則

（細則）

第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（附則）

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　原　貫太

副代表理事　荒井　昭則

理事　溝口　悠樹

理事　齋藤　雅治

監事　半田　志野

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年11月30日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年8月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金　正会員 （個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円

(2) 年会費　正会員 （個人・団体） 10,000円 賛助会員（個人・団体） 5,000円

７　本法人の設立により、任意団体コンフロントワールドの事業及び財産は、この法人が継承する。

改定日：　　令和元年　８月　１日